



## マイカー通勤規程を備えてますか!?

### “マイカー通勤のリスクと責任について”

公共交通機関が、首都圏のように整備されていれば良いのですが、そういう地域ばかりではありません。そこでは多くの会社がマイカー通勤を許可しなければならないのが現実ですね。通勤であっても運転する者が、道路交通法を遵守し、安全運転に努めることは当然の義務です。もしも万が一事故を起こした場合、加害者である従業員と使用者である会社はどのような責任を負わなければならないか考えてみましょう。

#### ●会社の車を使って営業し、テニスクャンプで社用車を使った場合。

従業員が交通事故を起こしてしまったら当然本人の責任は問われます。

それは刑事上の責任、例えば自動車運転過失致死傷罪などです。そして民事上では、故意または過失により他人の権利を侵害し、損害を与えれば損害賠償責任を負います。同時に、使用者である会社は車を使って仕事をすることを命じていますから、同様に使用者責任を問われることは言うまでもありません。加害者個人の支払い能力よりも当然会社のほうが支払い能力は高い場合が多いので、損害賠償請求金額も会社を揺るがしかねない多額な場合も出てくる可能性があります。

#### ●マイカー通勤の場合

##### ◆会社がマイカー通勤を認めている場合

原則、通勤途上で発生した事故に関しては使用者責任を負うことはありません。なぜなら、通勤自体は業務という行為ではないということだからです。通勤で会社が利益を上げているわけではないからです。ですが、会社が積極的にマイカー通勤を推奨し、それによって公共交通機関との利用料金の差額で会社に利益が生じているような場合が発覚すれば、会社の責任が問われる可能性が高まります。

##### ◆会社がマイカー通勤を認めていない場合

認めていないのにマイカー通勤で事故を起こしてしまったということであれば、会社は黙認していたのではないかとの判断をされる可能性があります、会社の責任を問われることとなるでしょう。

まとめてみました。

マイカー通勤には、従業員にとっても会社にとってもリスクを負うこととなりますので、日頃から交通法規の遵守を伝え、事故を起こさない、起こさせない教育や制

度の整備が必要です。万が一に備え、個人の加入すべき保険の確認や会社の加入すべき保険の確認、マイカー通勤規程整備やその運用の徹底によって、従業員の安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故そのものをなくそうとする不断の努力が必要です。末尾にマイカー通勤規程の例を載せますのでご参考に取り組み頂ければ大変うれしく思います。

追伸

マイ自転車通勤も同じですね。

## マイカー通勤規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員のマイカー等（四輪自動車、自動二輪車、原動機付自転車）による通勤（以下マイカー通勤という。）の取り扱いについて定める。

(許可申請)

第2条 マイカー通勤を希望する者は、「マイカー等通勤許可願」（様式1）を事前に会社に申請しその許可を受けなければならない。

(許可基準)

第3条 許可の基準は、次のとおりとする。

1. 運転免許を保有していること
2. 通勤のための公共交通機関がない、あるいはきわめて不便である場合、もしくは深夜勤務等のため公共交通機関が利用できない場合、その他会社が認めた場合
3. 自動車保険（任意）を付保していること  
任意保険更新時保険証券写しを年1回提出のこと

|        |           |
|--------|-----------|
| 対人賠償保険 | 無制限       |
| 対物賠償保険 | 1,000万円以上 |

(遵守事項)

第4条 マイカー通勤を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 道路交通法を遵守し、安全運転に努めること
2. 飲酒運転、暴走運転等の危険な行為をしないこと
3. 会社が指定した場所に駐車すること
4. 駐車中の盗難、破損等に注意すること

(届出)

第5条 マイカー通勤者は、次のいずれかに該当するときは、会社に届け出なければならない。

1. 買い替え等により、車両の変更があったとき
2. 通勤経路を変更したとき
3. マイカー通勤をやめたとき

#### 4. 交通事故、交通違反によって行政処分を受けたとき

##### (通勤手当)

第6条 マイカー通勤者には通勤手当として、公共機関通勤経路届による通勤費を支給する。  
対キロ補給金等は支給しない。

##### (責任負担)

第7条 マイカー通勤者が運転中に起こした事故については、会社は一切の責任を負わない。駐車中に生じた車両の盗難や破損等についても会社は一切の補償を行わない。

##### (会社求償権)

第8条 マイカー運転者がこの規程に違反して事故を起こし、それによって会社が損害を受けた場合は、会社は本人に対し、会社の受けた損害を求償することができる。

##### (許可の取消)

第9条 この規定に違反し、マイカー通勤者として不適合と認めるときは、許可を取り消すことがある。

(附則) この規程は、令和 年 月 日から施行する。

|   |              |         |     |
|---|--------------|---------|-----|
| マイカー等通勤許可願  |              |         |     |
| 事業所責任者殿 ④ 経由  |              |         |     |
| 社 長 殿   |              |         |     |
| 申請日   | 年            | 月       | 日   |
| 所 属   |              |         |     |
| 氏 名   | ④            |         |     |
| <b>マイカー等通勤許可願</b>   |              |         |     |
| 車名・型式   | 車両登録No.      | 登録年月    | 年 月 |
| 用途車種  | 免許の有効期間      | 年 月 日   |     |
| 免許種類  | 保険期間         | 年 月 日から |     |
| 自動車保険<br>(任意保険)   | 対人賠償<br>対物賠償 | 年 月 日まで |     |
| (任意保険証券写しを添付)   |              |         |     |
| 道路交通法その他の関連法規を遵守して安全運転に努めます。万一、交通事故・事件が発生させたときは、私の責任で一切を処理し、会社に迷惑をおかけしないことを誓約いたします。 |              |         |     |

## 気をつけましょう、この季節

### ～天候の急変に注意！～

これから梅雨に入り夏に向けて、突然の豪雨や台風の発生などが考えられます。状況によっては、レッスンの中止を決定しなくてはなりません。また、雷は非常に動

きが早く、落雷は人命に直結する事故につながります。雷雲レーダーの確認やポータブルタイプの雷感知器等を常備し、天候の状況によってすぐに中止の判断ができるように予めルールを決めておきましょう。また、二次災害を防ぐためにも中止の案内方法についてもお客様に周知徹底しておきましょう。

また、梅雨が過ぎればあつという間に夏になります。熱中症が怖い季節がやってきます。

暑い時期は、熱中症事故防止のために、水分補給の啓発や、お客様一人ひとりの体調の把握とそれに合わせたレッスンの運動強度を考えてサービスを提供し、お客様に梅雨にも猛暑にも負けない楽しいテニスレッスンを提供しましょう！

### ～熱中症にご注意！～

日差しがきつく、気温が上昇する厳しい季節がやってきます。

お客様個々に適度な休憩と水分補給の案内を啓蒙をしっかりと実践し、熱中症の発症を抑えましょう。

### 水分補給のポイント

30分前後の間隔で  
細目に！

一度に飲む量は、  
1口～200ml程度！

常温、または5～15℃  
に冷やした物が適当！

塩分濃度0.1～0.2%、糖  
度3～5%のスポーツド  
リンクが適しています！

喉が渴いたなと思った時には脱水は始まっており、心拍数は上昇、運動パフォーマンスも落ち始めます。

ご自身の好きなタイミング（自由飲水）だけでなく、時間を決めて強制的に水分補給（強制飲水）を促し、こまめな水分補給をしていただけるよう心がけましょう。※お客様自身の意識が大切です。下のPOPを参考に、お客様に意識していただけるよう啓発していきましょう。

